

厚生労働省
北海道労働局発表
令和8年10月29日

【担当】

北海道労働局総務部労働保険徴収課

労働保険徴収課長 後藤 勝利

労働保険徴収課長補佐 酒井 美智子

労働保険適用指導官 金井 繁明

TEL 011-709-2311（内線 3635）

労働保険の成立手続はお済みですか？

— 11 月は労働保険未手続事業一掃強化期間です —

労働保険（労災保険と雇用保険の両方を指す総称）は、昭和 50 年から農林水産業の一部の事業を除き、労働者を一人でも雇っていれば、加入が義務づけられています。

しかしながら、依然として小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されています。

厚生労働省では、労働者の福祉の向上、費用の公平な負担の観点から、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国的に広く事業主の皆様に労働保険制度の趣旨をお知らせするとともに、集中的に加入促進に関する活動を行うこととしています。

つきましては、道内すべての市町村等に広報誌への掲載やパンフレットの配付を依頼するなどの広報活動及び未手続事業の適用促進活動を行います。

『はたらく安心、つなぐ安心』

誰もが避けたい「仕事でのケガ」や「失業」ですが、起きないという保証はどこにもありません。

加入の必要があるにもかかわらず加入手続をしていない期間中に、労働災害が生じ、労災補償給付を行った場合、事業主は、遡って労働保険料を納付するほかに労災補償給付に要した費用についても負担しなければなりません。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所で加入手続をお願いいたします。

（参考資料）

- ・ 令和 8 年度労働保険未手続事業一掃強化期間の取組について（別紙）
- ・ 労働保険に入っていれば・・・（リーフレット）

令和 8 年度労働保険未手続事業一掃強化期間の取組について

厚生労働省北海道労働局

1 趣旨

労働保険は、昭和 50 年に全面適用となり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、法人・個人を問わず、すべて加入しなければならないことになっていますが、現在も小規模零細事業を中心になお相当数の未手続事業が残されています。

これまでもこれら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平な負担、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要であるため、重点施策の一つとして取り組んできたところですが、より一層の適用促進が必要とされている状況です。

厚生労働省では「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全面適用である労働保険制度を十分に理解し、加入していただくために、全国的に集中して広報活動を展開することとしております。

これを受けて北海道労働局においては、下記により広報活動及び未手続事業の適用促進活動を実施いたします。

2 強化期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までの1か月間

3 実施事項

(1) 広報活動

ア 労働保険制度及び未手続事業一掃強化期間の趣旨について、各労働保険事務組合等における広報誌への掲載、パンフレットの配付等による広報を依頼する。

イ 北海道労働局が開設するインターネットのホームページによる広報をする。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>)

ウ テレビ・ラジオ放映(放送)を活用した広報を依頼する。

(2) 関係団体等への協力依頼

各事業主団体に対し広報誌への掲載、パンフレットの配付等による傘下会員への周知を依頼する。

(3) 会議等の活用

各種会議、研修会などを活用して、制度の周知を図る。

(4) 未手続事業に対する加入勧奨

未手続事業に対し、労働基準監督署及び公共職業安定所が連携して加入勧奨に当たり、未手続事業の解消を図るとともに、加入勧奨活動を繰り返し行ってもなお自主的に保険関係の成立手続を行わない事業主等については、職権による成立手続を行う。

労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付

